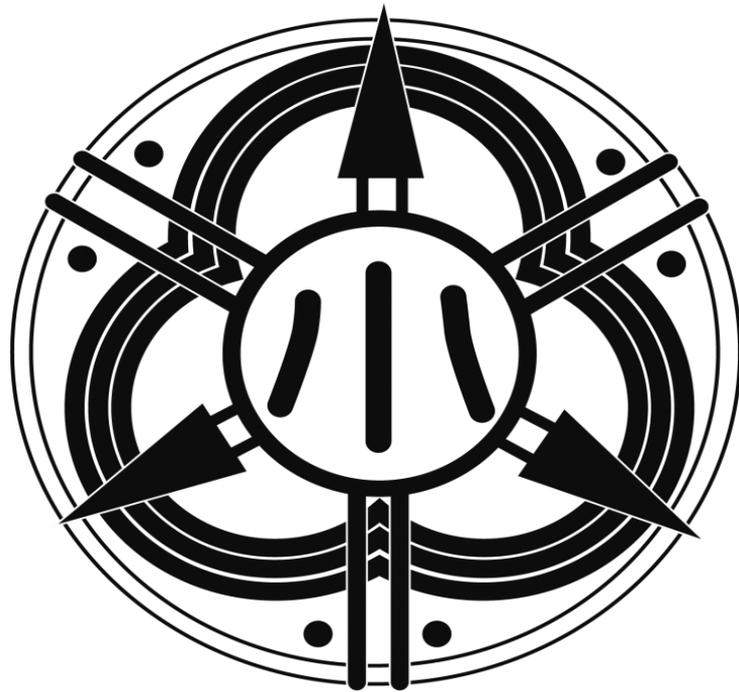


# 妙典小学校 PTA会則



《妙典小学校 校章》

卒業時まで大切に保管してください

市川市立妙典小学校PTA

# 市川市立妙典小学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第 1条 本会は、市川市立妙典小学校PTAと称し、事務局は市川市立妙典小学校内におく。
- 第 2条 本会は、妙典小学校に在籍する子どもの保護者と教職員が参加資格を有する。  
入退会は任意とする。
- 第 3条 本会は、保護者と教職員の協力により、会員、非会員に関わらずすべての子どもの健やかな成長をはかることを目的とする。
- 第 4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 教育環境の整備
  2. 子どもの健康、安全確認
  3. 広報活動
  4. 会員相互の資質、教養の向上と親睦
  5. その他目的を達成する為の活動

## 第2章 役 員

- 第 5条 本会は、次の役員を置く。
- |       |            |
|-------|------------|
| 名誉会長  | 1名（学校長）    |
| 会 長   | 1名         |
| 副 会 長 | 若干名（内職員1名） |
| 会 計   | 若干名        |
| 書 記   | 若干名        |
| 会計監査  | 若干名（内職員1名） |
- 第 6条 役員の任期は、1年とするが再任は妨げない。但し、補欠により就任した者は前任者の残余の期間とする。
- 第 7条 役員の任務は、次の通りとする。
1. 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
  2. 副 会 長 会長を補佐し、欠席の場合は会務を代行する。
  3. 会 計 総会で決定した予算に基づき、一切の経理処理をし、管理・報告する
  4. 書 記 総会及び運営委員会の議事、並びに本会活動の重点を記録保存し、会の事務を処理する。
  5. 会計監査 会計事務を監査する。

- 第 8 条 役員は、会長の招集により役員会を構成する。
- 第 9 条 役員会は、重要事項を審議し、必要な会務運営の意見の総合調整を運営委員会に提案する。
- 第 9 条の 2 役員会は、妙典小おやじの会を設置することができる。  
※ 「妙典小おやじの会」とは、子どもたちと学校のために P T A と協調・連携して、子どもたちの父親たちが自主的に活動する組織とする。
- 第 1 0 条 役員を選任は、次の通り行う。  
1. 選考委員会は、役員候補者を選出し総会の承認を得て決定する。  
2. 選考委員会は、全学年の中から選出された選考委員と、教職員代表により構成する。

### 第 3 章 会 計

- 第 1 1 条 会費は、一世帯・教職員 月額 3 0 0 円とする。
- 第 1 2 条 本会の経費は、会費をもってあてる。
- 第 1 3 条 本会の会計は、総会で認められた予算に基づいて行われ、総会の承認した決算で終わる。
- 第 1 4 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

### 第 4 章 総 会

- 第 1 5 条 総会は、全会員で構成された本会の最高議決機関である。その議決は、出席会員の過半数による。
- 第 1 6 条 総会は、年度終了後すみやかに開催する(書面による開催も可とする)。  
総会は、会員 3 分の 1 以上の出席で成立する(委任状を含む)。書面の場合は回答をもって出席とする。但し、委任状による出席は認められるが、議決権の行使は認められない。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第 1 7 条 総会は、会長がこれを招集、議長は総会において選任される。
- 第 1 8 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。  
1. 会務の承認  
2. 予算及び決算の承認  
3. 役員を選任

#### 4. 会則の改廃

但し、緊急事態、第21条の委員会の改廃及びそれに関わる条項の改廃については、会員に書面をもって情宣し、運営委員会で協議の上、改廃できる。その場合、定期総会で報告する。

#### 5. その他重要な会務

### 第5章 運営委員会

第19条 運営委員会は、次の構成委員により構成され、本会会務を企画運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。

1. 会則第5条に定められた役員並びに校長、教頭、教務主任
2. 各学級委員及び各専門委員の代表者
3. 家庭教育学級長及び少年補導員
4. 妙典小おやじの会会長（但し、出席義務を課すものではない。）

第20条 運営委員会は、会長が招集し、その議決は、会則第19条第1号及び2号の出席委員の過半数による。賛否同数の場合は、会長が決定する。決議事項については、全会員へ報告する。

### 第6章 学級委員 専門委員

第21条 学級委員、専門委員は、会員の中から、希望者により決定する。  
各専門委員は、委員長・副委員長を決める。

第21条の2 少年補導員、家庭教育学級委員は任期中、委員免除とする。

### 第7章 会計監査

第22条 会計監査は、独立した立場にあつて会計を監査し総会に報告する。

### 第8章 個人情報取扱方針

第23条 本会活動における個人情報の取り扱いについては、「市川市立妙典小学校PTA個人情報取扱方針」に則るものとする。

## 慶弔規定

### \*教職員に対する給付

- (1) 結婚祝い 5,000円をおくる。
- (2) 出産祝い 5,000円をおくる。 ※配偶者含む
- (3) 弔慰金 10,000円をおくる。 ※配偶者・子・両親含む
- (4) 転退職 役員協議の上、餞別及び記念品をおくる。

### \*会員及び児童に対する給付

- (1) 弔慰金 10,000円をおくる。

## 表彰規定

\*PTA活動に功労のあった者には、役員協議の上、表彰する。

付則：本会則は平成11年4月1日より効力を持つものとする。

改定：平成15年4月19日 第6章 第21条

平成18年3月 1日 第2章 第10条・第3章 第11条・第4章 第18条  
第5章 第19条・第6章 第21条・第7章 第22条

平成19年1月18日 第6章 第21条

平成22年1月14日 第6章 第21条

平成23年1月13日 第6章 第21条

平成26年4月18日 第2章 第9条の2 第10条

第5章 第19条 第20条

第6章 第21条

平成31年1月17日 第6章 第21条の2

2019年4月 8日 慶弔規定

2020年5月18日 第2章 第10条

2020年12月3日 第6章 第21条

2021年4月21日 第1章 第1条 第2条 第3条

第2章 第5条 第7条 第9条の2 第10条

第4章 第15条 第16条 第18条

第5章 第19条

第6章 第21条の2

第8章 第23条

慶弔規定

2023年4月25日 第6章 第21条